



# 「マイナンバーカード」を 健康保険証としてぜひお使いください!

2024（令和6）年秋以降、  
保険証とマイナンバーカードが一体化 されます。

## メリット

- ①データに基づく最適な医療が受けられる
- ②転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要  
※注意 ①これまでどおり保険者への加入・脱退の届出は速やかに行う  
②システム上の切り替えまでに時間差があり、即時に反映されない
- ③手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除



※初めてマイナ保険証で受診する場合や、転職等により新しい保険証が交付された場合

- ★受診前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認する
- ★念のためマイナンバーカードと併せて保険証も持参する

## Q&A

マイナンバーカードをなくしたり、  
手元にない場合は？

2024（令和6）年秋以降、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」が無償交付されます。「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長1年間（※）使用することができます。  
※有効期限が2025（令和7）年秋より前に切れる場合はその有効期限まで。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための  
登録がまだの方はご準備を!

Step1 マイナンバーカードを申請

Step2 マイナンバーカードを健康保険証として登録

詳しい手続きはこちら▶



〈問合せ〉

市民生活課国保・年金係 ☎ 75-4973

## 企業版ふるさと納税の寄附をいただきました

うきは市の以下のプロジェクトにご賛同いただきました、企業の皆様より、企業版ふるさと納税の寄附をいただきました。ありがとうございました。

「うきはを日本有数の観光地にする観光振興プロジェクト」

日本乾溜工業株式会社 様（本社：福岡市東区）

「うきはラグビータウンプロジェクト」

株式会社ハラショー観光 様（本社：八女郡広川町）

「世界で活躍する人材を育てるプロジェクト」

ICT コンストラクション株式会社 様（本社：福岡市博多区）

〈問合せ〉  
企画財政課企画調整係  
☎ 73-9152

